平成２１年（フ）第３５３８号
名古屋市守山区大字下志段味字西の原883番地　グランポート泉202号
破産者　水谷　　聖
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０３号
名古屋市緑区黒沢台４丁目111番地　マンション緑黒石Ｃ棟402号
破産者　橋井　正記
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１２６号
名古屋市東区白壁３丁目４番13号　ヴィラ白壁203号
破産者　吉田　瑞希
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４５４号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地の３市営上飯田南荘１棟114号
破産者　淵上組こと　淵上　勝義
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７１８９号
大阪府豊中市曽根西町２丁目14番44号
破産者　芳垣　聖子（旧姓道願）
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７３０号
兵庫県伊丹市山田５丁目15番13号　リビーナ山田201号、住民票上の住所大阪府東大阪市衣摺４丁目15番12号
破産者　阿波　孝明
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７７７号
岡山県倉敷市東富井769、住民票上の住所大阪府枚方市北中振１丁目26番12号
破産者　森井　正弘
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９８３号
大阪府枚方市村野東町51番20―103号
破産者　山下　一生
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２３号
大阪市東住吉区湯里３－２　サンバリエ針中野８―811号、開始決定時の住所大阪市東住吉区公園南矢田１丁目17番７―1102号
破産者　城使　宏次
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９９０号
大阪府枚方市桜丘町25―35ＭＡＹＵＭＩハイツ枚方３番館25号館、開始決定時大阪府枚方市大峰元町１丁目32番３号
破産者　林　　朝光
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３１１号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目16番17号
破産者　伊藤　浩史
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５４号
大阪市東淀川区下新庄２丁目３番12―209号
破産者　南部　幸雄
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１２４号
大阪府寝屋川市上神田１丁目８番12号
破産者　本山　康弘
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９８５号
大阪府摂津市別府２丁目28番17号
破産者　梶田　真光
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７３３号
大阪市東住吉区鷹合３―16―15リバーサイド鷹合502号室、開始決定時の住所大阪市東住吉区湯里２丁目18番18―505号
破産者　奥　　蔵吉
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６７７号
大阪府八尾市若林町３丁目69番地　文明ビル302号
破産者　ダーツこと　田中　弘二
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７４７号
大阪市中央区日本橋２丁目13番12号　プチカナール202
破産者　大嶋　聡之
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７８２号
大阪市西区西本町１丁目11番１―301号
破産者　飯田　昭彦
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部